二　資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

［ハ・ニ　略］

三　経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前二号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条　令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十五号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係　生命保険会社）

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標等	一　［略］ 二　平準払、一時払について、保険種類の区分ごとの、通貨別の新契約年換算保険料及び保有契約年換算保険料 ［削る。］
保険契約に関する指標等	一　個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率（個人保険、個人年金保険にあっては、保有契約年換算保険料に基づく増加率をいう。） ［削る。］ 二　［略］ ［削る。］ 三～八　［略］
経理に関する指標等	［一～三　略］ 四　貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細（ただし、第

二　資産運用リスクに対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ　価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ　信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

［ハ・ニ　同上］

三　経営管理リスクに対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条　令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係　生命保険会社）

項目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標等	一　［同上］ 二　死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障について、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保障機能別保有契約高 三　死亡保険、生死混合保険、生存保険、年金保険、災害・疾病関係特約の区分ごとの個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高
保険契約に関する指標等	一　個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率 二　個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 三　［同上］ 四　月払契約の個人保険新契約平均保険料 五～十　［同上］
経理に関する指標等	［一～三　同上］ 四　貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細